

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治していくため、「コーポレート・ガバナンス方針」を策定している。その概要は、次のとおりである。

(取締役会)

当社取締役会は、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負う。加えて、持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や内部統制基本方針をはじめとしたグループの各種基本方針を決定するなどの機能を有する。各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努める。
取締役数は、10名程度とし、このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(監査役、監査役会)

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努める。

監査役数は、5名程度とし、このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(指名委員会、報酬委員会)

取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する。指名委員会においては、当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の候補者の要件および選任・解任について審議し、取締役会に対して答申する。報酬委員会においては、当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価および役員報酬体系について審議し、取締役会に対して答申する。

指名委員会および報酬委員会は、原則として過半数を社外委員とするともに、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定方針および体系)

当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としている。
・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
・経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。

当社の常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動)および株式報酬型ストックオプションで構成する。監査役および非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。

主な事業子会社の役員報酬も、原則として当社と同じ体系とする。

(事業子会社統治の仕組み)

当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で定め、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を事業子会社の役員報酬に反映させる。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	50,010,800	6.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	47,522,300	5.90
明治安田生命保険相互会社	20,498,477	2.54
モクスレイ・アンド・カンパニー	19,106,671	2.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,695,900	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	15,048,300	1.87
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託三菱重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	14,074,000	1.74
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	12,315,508	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・旭硝子株式会社口	11,630,000	1.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832,000	1.34

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	保険業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
楨原 稔	他の会社の出身者				○				○	
伊藤 邦雄	学者				○				○	
三村 明夫	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
楨原 稔	_____	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断している。
伊藤 邦雄	_____	長年の研究活動等を通じて培われた経営学の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断している。
三村 明夫	_____	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外取締役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断している。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社の社外取締役は、平成21年度に開催された当社取締役会の4分の3以上に出席しており、社外取締役として中立かつ客観的な観点から、当社の経営上、極めて有益な意見・助言をいただいている。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

平成21年度において監査役は、会計監査を実施したあらかた監査法人から、監査計画および監査結果について定期的に報告および説明を受けたほか、必要に応じて意見交換を実施した。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査部から内部監査計画および内部監査結果について定期的に報告および説明を受けているほか、内部監査の実施状況等について随時意見交換を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
三木 繁光	他の会社の出身者				○				○	
福田 博	弁護士								○	
川本 裕子	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
三木 繁光	_____	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断している。
福田 博	_____	長年の外務公務員・外交官および最高裁判所判事としての経験を通じて培われた見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であると判断している。
川本 裕子	_____	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識は当社にとって大変有益であり、当社の社外監査役として適任であるため。また、同氏については、取引所の規則に定められた事項には該当せず、これを踏まえて当社との関係を総合的に検討した結果、当社の一般株主と利害関係が生じるおそれがない独立役員であると判断している。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社の社外監査役は、平成21年度に開催された当社監査役会の8割以上に出席しており、社外監査役として中立かつ客観的な観点から、極めて有益な意見・助言をいただいている。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動)および株式報酬型ストックオプションで構成している。非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成している。

--	--

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役、執行役、監査役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社役員等(当社の取締役、監査役および執行役員、東京海上日動火災保険株式会社の取締役、監査役および執行役員、日新火災海上保険株式会社の取締役、監査役および執行役員、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役および監査役ならびに東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社の取締役、監査役および執行役員)に対する報酬等と当社株価や業績との連動性を高め、株価の上昇、下落によるメリット、リスクを株主と共有することにより、業績向上への意欲を一層高めることを目的として、株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を、ストックオプションとして割り当てることとしている。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年度に係る当社の取締役および監査役の役員報酬の金額は、以下のとおりである。
取締役を支払った報酬等 290百万円 (うち新株予約権に関する報酬等 46百万円)
(うち社外取締役に支払った報酬等 26百万円)
監査役を支払った報酬等 98百万円 (うち新株予約権に関する報酬等 14百万円)
(うち社外監査役に支払った報酬等 27百万円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については法務部、社外監査役については監査役事務局を窓口としてサポートしている。取締役会資料を事前に配布しているほか、重要な案件については個別に事前説明等を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 現状の体制の概要

a 業務執行に係る事項

当社取締役会は、当社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負う。加えて、持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や内部統制基本方針をはじめとしたグループの各種基本方針を決定するなどの機能を有している。

また、社内取締役等で構成する経営会議を月2回の頻度で開催し、経営上の重要事項について協議・報告を実施している。

取締役数は10名程度とし、このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

平成21年度、当社取締役会は社外取締役3名を含む11名の取締役で構成されており、各社外取締役と当社との間には、特別な利害関係はない。

社外取締役の存在は取締役の職務の執行に対する取締役会による監督の実効性を高め、経営者の説明責任の確保に寄与している。また、社外取締役から企業経営等の専門家としての見識に基づくアドバイスを受けることにより、重要な業務執行の決定を適切に行うことが可能な体制を確保している。

b 監査・監督に係る事項

(監査役監査)

監査役監査については、監査役会において監査基準、監査方針、監査計画等を決定し、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、職務の執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の職務の執行を適切に監査している。

監査役機能強化を図るため、取締役会は内部統制基本方針の中で、「監査役職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項」、「監査役への報告に関する体制」および「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について定めるなど、監査役の監査に関する体制を整備している。

また、監査役は内部監査の結果について内部監査部門から報告を受けるとともに、会計監査人からも随時監査に関する報告を受け、意見交換を実施している。

平成21年度、当社監査役会は社外監査役3名を含む5名の監査役で構成されており、うち1名は財務・会計に関する相当程度の知見を有している。社外監査役と当社との間には特別な利害関係はない。また、監査役の職務を補助すべき職員として、2名の専任者を配置している。

(内部監査)

当社は、グループの内部監査に関する基本方針を策定して、グループ各社に実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況をモニタリングしている。内部監査の結果のうち重要な事項については、取締役会に報告がなされ、グループ各社における業務の適切かつ健全な運営を確保している。

(会計監査)

平成21年度において当社は、あらた監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けた。当社の会計監査業務を執行した公認会計士はあらた監査法人に所属する吉田周邦、出澤尚および井野貴章の3氏であり、当社に係る継続監査年数はいずれも7年以下である。また、当連結会計年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士12名、会計士補等36名である。

平成21年度において、当社および連結子会社があらた監査法人に支払うべき報酬等の額は777百万円であり、その大部分が公認会計士法(昭和23年法律103号)第2条第1項に規定する業務に係る報酬である。

c 役員等の指名および報酬決定に係る事項

当社は、「コーポレート・ガバナンス方針」に基づき、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置している。両委員会は、それぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成されており、委員長は社外委員から選出している。

指名委員会は、当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社および東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の候補者要件および各候補者案について審議し、当社取締役会に答申を行う。

また、報酬委員会は、上記各社の役員報酬体系および取締役・執行役員の業績評価について審議し、当社取締役会に答申を行う。

(2) 現状の体制を採用している理由

当社は、上記(1)aおよびbにおいて記載のとおり、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日公表)において、株主・投資者からの信認を確保していく上で相応しいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された3類型のうち、「社外取締役の選任と監査役会等との連携」を採用しており、経営者が説明責任を果たす体制となっている。これに加えて、上記(1)cにおいて記載のとおり、当社および主な事業子会社の役員を選任ならびに役員報酬の決定のプロセスにおける一層の透明性の向上を図るため、指名委員会および報酬委員会を設置しており、この体制が、現時点では最も適切であると判断している。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成22年6月7日(月)に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	平成22年6月28日(月)に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年から、インターネットによる議決権行使を可能としている。平成18年から「機関投資家向け 議決権電子行使プラットフォーム」を通じた議決権行使を可能としている。
その他	英文招集通知を作成している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成21年10月に個人投資家説明会を開催したほか、証券会社主催の個人投資家向け投資セミナー等に積極的に参画している。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算IR説明会を実施しているほか、機関投資家向け説明会を適宜開催している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成21年度は、米州、欧州、アジアにおいて計8回、135社の海外機関投資家に対する個別訪問を実施した。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IR説明会資料、IR説明会の動画、主要子会社の月次業績速報の動画解説等をホームページに掲載している。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報IRグループに専任者を配置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、お客様、株主、社会、グループ社員といったステークホルダーに提供する価値の総和を「グループ企業価値」と捉え、経営理念を实践するための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	マングローブ植林プロジェクトの実施やエネルギー使用量の削減等を通じて環境保全に努めるとともに、国連グローバル・コンパクトへの参加や地域・社会への貢献等、積極的にCSR活動に取り組んでおり、活動内容の詳細を記載した「CSR報告書」を発行している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「東京海上グループ情報開示基本方針」を定め、CSRの観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努めている。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定している。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用している。

内部統制基本方針(平成22年4月1日改定)

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - 1 グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - 2 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - 3 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2)当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2)当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3)当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4)当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5)当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1)当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2)当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3)当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。
- (2)当社は、業務分担および指揮命令システムを通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3)当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4)当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5)当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当社は、監査役職務を補助するため、監査役直轄の事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2)監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2)役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる事ができるものとする。
- (2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決議を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3)役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4)内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社をはじめとするグループ各社が、反社会的勢力に対し連携して統一的な対応を行えるよう、グループの「基本方針」を制定し、以下の基本的な考え方に基づき取組みを推進しています。

- (1)当社グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努める。

- (2)当社をはじめとするグループ各社は、反社会的勢力に対し、以下の対応を行う。

- (a)組織としての対応

- (b)外部専門機関との連携
- (c)取引を含めた一切の関係遮断
- (d)有事における民事と刑事の法的対応
- (e)裏取引や資金提供の禁止

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)行動規範の整備

当社グループにおいて遵守すべき重要な事項を纏めた「コンプライアンス行動規範」に「反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持していく」ことを明示し、「反社会的勢力に対する姿勢」を定めている。

(2)統轄部署の設置

統轄部署を設置したうえで、関係各部と協働して、反社会的勢力に対する対応態勢を整備している。

(3)警察等外部専門機関との連携強化

平素から、警察等の外部専門機関との連携を図っている。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集

反社会的勢力に関する情報を整理したデータベースを用いて、反社会的勢力の確認に活用している。

(5)マニュアルの整備

「反社会的勢力に対する姿勢」に関する項目を、コンプライアンス・マニュアルに掲載し、社員に周知している。

(6)研修活動の実施

コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力への対応に関する研修を実施している。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

